

京都市同和行政終結後の行政の在り方 総点検委員会への意見書

平成 21 年 2 月 5 日

自由同和会京都府本部・京都市協議会

①自立促進援助金制度について

自立促進援助金制度については、言うまでもなく、一定の時期までは必要な制度として、その役割は大変重要であり高く評価しています。

しかし、一方では、奨学金の「貸与」と自立促進援助金の支給である「補助」は、別制度でありながら「一体」として取り扱って来た事が、制度を分かりにくくさせてきたのではと思います。

一定年度以降に、無審査で一律支給を続けてきたことは、判決を見るまでもなく、市民の理解を得られないばかりか、受給者に自立心を促すものでなく、依存心を増幅させた行政の責任も否めないと思います。たしかに、制度の見直しには、法的に難しい問題があったとは言え、委員会が中間報告を行ない、議会において返還免除条例が可決されたことは尊重せざるを得ません。

返還にあたっては、大変な痛みを伴う事から、貸与者の現状を十分把握したうえで、決して「強制的な手法」でなく、行政の説明責任と任務に努めて頂きたいと思います。

②コミュニティセンターの在り方について

隣保館設置以来、同和地区における身近な行政機関として、若年層の就労、高齢者の憩いの場、生活相談など社会的、経済的、文化的向上に大きな役割を果たして来たことは誰もが認めるところであります。

しかしながら、その役割を今日的に判断するならば、もはやこれらの役割はゴール寸前にあると考えています。

なぜなら、今回、京都市が提示した相談事業の件数内容では、平成 13 年度では、約 19,000 件、平成 14 年度には約 9,000 件、平成 19 年度には約 6,000 件と大幅に減少し、相談内容においても、当初の切実な生活・就労相談は、約 63%も減少しています。

このような状況を鑑み、もはや同和问题の解決のための施設であると言う狭い意味でのコミュニティセンターの役割はゴールに足を踏み入れた状況にあります。

然るに、京都市の財源状況を考えてみても、いたずらに約 100 名ちかい職員を配置させたり、人件費に約 9 億円を計上するならば、市民啓発や地域の実情に即した有効な予算活用をすべきであると考えます。

但し、すぐさま「廃止論」では、住民の混乱をきたし兼ねないことから、段階的に見直す必要があると考えられますが、当面は、地元の NPO 法人や京都市に長年従事された O B 職員や嘱託職員、又は民間企業の

ノウハウなどを取り入れた合理的な運営方法を模索すべきであると考えます。

③市立浴場等の地区施設の在り方について

市立浴場の運営については改良住宅の浴室設置率と大きく関係します。現在、利用者数は、年々減少しており、半数近くが高齢者や障害者ですが、改良住宅の浴室設置率は、約 13%に満たない事から、現時点では到底「廃止」は考えられません。

近年では、周辺住民の利用者が 4 割程度を占めているとの事ですが、安いから利用している利用者があるならば「同和地区だから安い」との逆効果にも繋がるおそれは否めません。

よって、料金については、段階的に見直してきたとは言うものの、個人負担の痛みを伴いますが、民間浴場と同額の料金設定の具体的な検討作業に入るべきであると考えます。

一方、運営方法についても、何度も見直しされ、ようやく指定管理者制度が確立されて来た事から、当面は現状を維持するなかで、サービスの確立を目指すことが望ましいと思います。

④改良住宅の管理・運営、立て替えについて

住環境整備については、現在、建設年度の古い順及び地元の協力が得られた地域から建て替えを行っていますが、今後は周辺地域との整合性も考慮しつつも「人権のまちづくり」や「災害に強いまちづくり」が必要不可欠であると考えています。

特に管理・運営については、店舗住宅の場合、経済不況の煽りや高齢化に伴い、約 4 割が廃業、休業状態にあります。店舗の大半が店舗付住宅のため、廃業や休業状態にあっても、住居と店舗の家賃を同時に支払わなければならないことから、住民にとっては大変な負担になります。

従って、このような現状を踏まえるならば、住み替えなどの対応策が早急に必要と考えます。

閉鎖店舗については、地域の活性化を図るためには、民間企業の参入方法を検討し、経済効果及び活力ある計画に入るべきであると考えています。

まちづくりについては、地元住民を中心とした委員会などで、さまざまな検討がなされていますが、もはや民間企業の参画なくして地域の活性化はないものと考えますが、身近に感じるコンビニすらも、地区

内及び周辺地域には殆んどありません。

また、空き家利用については、同居親族による過密世帯には、一定の基準を設け優先利用方法を取り入れ、残る空き家の一般公募への拡大を図るべきであると思います。

特に、留学生を取り入れた一般公募は「大学のまち京都」を生かした素晴らしいアイデア手法であり、異文化問題などの課題はあるもののさらに拡大を図るべきであります。

⑤崇仁地区における環境改善について

崇仁地区については、未だに用地買収が難航していることから、事業が完了していません。

現在の住宅地区改良法では、整備出来る施設が決められており、決められた以外の施設整備には補助金の返還が生じる事から、一定の事業しか出来ない事に大きな要因があると考えられます。

今後は、地区だけをとらまえるのではなく、大きな枠組みの中で京都の都市再生として、区画整理事業法を取り入れることや、定期借地権による住宅の建設、PFI 等民間活力の導入も検討すべきであると考えます。

私どもは、このような問題について、国土交通省に対し要望しておりますが、今後は、京都市、経済界、地元関係団体など総体的な協力体制を確立させるべきであると考えていますので、タウンミーティングの開催や市民参加型のまちづくりの検討作業に入る必要があると思います。

また、国において検討されている「道州制」の導入を踏まえた、未来思考のまちづくりとして、公共施設の移転等を視野に入れた事業の展開も必要であると思います。

そのためには、行動力のある門川市長自らが、本気で取り組む姿勢を示して頂き「京都未来まちづくりプラン」に掲げられた、住環境整備事業の早期完了を目指し、京都の玄関口にふさわしい財産を残して頂きたいと思います。

⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

一般市民の中には、未だに同和問題は忌避され嫌悪され、近年ではインターネットを利用した新たな差別事象が増加しています。

これら被害者は、いつまでたっても泣き寝入りしなければならない状況にあると言っても過言ではありません。

人権をめぐる社会情勢が流動化する中、人権に関するさまざまな問題が様変わりしている事から、常に人権教育啓発に関する推進体制を整備する必要があると考えています。

今後は、より市民啓発の推進を図るためにも、従来の行政主導型でなく、官民が一体となった、市民目線をモットーに、共感が持てる「明るい」「参加してみよう」と思える啓発活動の検討を行うべきであると考えています。

総 論

以前なら同和問題はタブー視されてきた傾向にありましたが、もはや国民の目は、同和問題に対する関心も高まり、自由な議論がなされ、新聞やテレビなどのメディア報道も多くなってきました。

近年の同和問題に絡む不祥事は、全てとは言いませんが、特権を認めてきた行政の責任は重大であり、そのことに胡坐をかいてきた一部の同和団体にも責任があり、私たちも同じ運動団体として謙虚に襟を正さなければならないと思います。

当時の劣悪な環境にあった同和地区や差別が多発していた厳しい状況であれば、特別対策も大目に見られたかも知れませんが、現在、解消の過程にある現状では甘えは許されないと思います。

今や優遇策は差別を助長することになり、特権意識は捨てなければなりません。

自分たちの考えを押し付けるだけでなく、市民の声に謙虚に耳を傾け、是正すべきは是正し、自分たちは何が出来るのかを自問しながら、「子どもや孫のために差別を残さない」との思いをもち、私たちのような運動団体を存続させるための運動ではなく、部落差別をなくすための運動に傾注せねばなりません。

本委員会の委員の皆様には、多大な時間を費やされ、熱心に議論頂きました事に対し心より感謝申し上げます。

たしかに、関係者にとっては大変な負担と痛みを伴いますが、私たち「自由同和会」も自ら「チェンジ」し、皆さんと共に、門川市長が目指す「人権文化の構築」を図るため、全勢力を傾注する決意であります。